

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	隼人B地区 (小浜・朝日)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、中山間地区と平地の水田地帯の中間に位置する緩傾斜地帯で、温暖な気候と粘土質の肥沃な土壌に恵まれ、古くから主に果樹園芸が行われている。基盤整備が一部施行され、残りについても農道整備が導入されるなど、一定の生産基盤は整備されており、今後も農用地として確保する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

朝日地区の樹園地についても、一定の生産基盤は確立されているが、引き続き、樹園地につながる農道の整備を図り省力化を進める。経営体の数は十分とは言えないが、大規模な果樹農家を中心とした果樹栽培を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
要望が出れば事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を確保し、後継者の育成・支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止のため電気柵などの設置を進め、狩猟免許の取得や猟友会との連携によって被害軽減を目指す。
- ・環境へ配慮した栽培技術を推進する。
- ・スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。
- ・果樹を中心とした地域農業を今後も継続していく。